様式第5号(第4条関係)

公共基準点包括使用承認書

三重県土地家屋調査士会
会長 川井 一浩 様

松阪市公共基準点の使用について下記のとおり承認します。

使用目的		地積測量図等の作成のため
使用期間		令和8年4月1日 から 令和9年3月31日まで
測量地域		松阪市域
使用する公共基準点		松阪市が管理する公共基準点等 (使用時点で公共基準点等として取扱われている点に限る)
測量作業機関	名称	包括承認申請を行った機関に属する者が公共基準点を使用する場合は、 公共基準点包括使用報告書への記載をもって本欄の記載に代えることとする。
	担当者氏名	
	所在地	TEL

承認条件

1. 別紙公共基準点使用条件を厳守すること。
2. 使用終了後は、報告書を提出すること。

承認番号 25松建保第000629号 001

令和8年2月26日

松阪市長 竹上真人 印

松阪市長之印 建設

担当連絡先	松阪市 建設部 建設保全課

様式第5号(裏面)

公共基準点使用条件

1. 公共基準点の使用にあたっては、作業者は立入る施設の管理者にあらかじめ計画機関名、作業機関名、作業目的、連絡先などを連絡し立入りの承諾を得ること。

2. 施設内の立入りは、日曜祭日を除く午前9時から午後5時までを原則とする。
ただし、管理者から指定された場合はそれに従うこと。

3. 作業者は、使用時に使用承認書を常時携行すること。

4. 使用にあたっては、公共基準点の取扱いに留意し保全に努めるとともに周辺を汚さないよう努めること。

5. 基準点本体及び立入り施設に損害を与えた場合は、申請者の費用で原形復旧すること。

6. 作業者は、測量標及びその周辺の現況や測量付近に工事の予定がある場合は、速やかに基準点管理者に連絡すること。

7. 作業者は、測量標の使用を完了したときは基準点使用報告書として、次の書類を添付し基準点管理者に提出すること。

(1) 基準点現況報告書
(2) 成果表、網図の写しなど

8. 作業者は、十分な安全対策を講じ事故のないよう責任を持って管理すること。